

# 障害のある方のための 「安心コールセンター」

2014年  
12/1～開始

夜間・休日等に  
緊急時のショートステイの  
空き情報をご案内します!!

**利用時間** 夜間(祝日を除く月曜日から金曜日) 17:30～翌朝9:00まで  
休日等(土曜日・日曜日・祝日) 9:00～翌朝9:00まで

**対象者** 堺市在住で介護者の緊急時に短期入所事業所(ショートステイ)の利用を必要とされる障害のある方。  
(原則、障害福祉サービスの短期入所の支給決定を受けている方。)  
なお、介護者の緊急時とは次の場合です。  
○介護者自身が急病、事故等で病院等に行かなければならない時  
○介護者が同居の家族等の急病、事故等で病院等に行かなければならない時

※こころの悩みに関する相談は行っていません。  
※直接の訪問支援、送迎は行っていません。  
※電話相談の際には、チラシ裏面の情報をお聞かせ願います。

**事業内容** 本事業は、障害のある方やその家族が安心して生活できるようにコールセンターを設置して、夜間・休日等に緊急時の短期入所事業所利用のための電話相談を行います。  
電話相談を受けた方については、短期入所事業所の空き情報を収集し、ご案内します。

「安心コールセンター」

【事業者】障害者の暮らしの安全安心を守る会

【電話】0570-099-119

※短期入所事業所の利用を必要とされる場合は、以下の情報をお聞きしますので、事前にご準備ください。

※関係機関への引継ぎが必要な場合は、お聞きした情報を関係機関に提供いたしますのでご了承ください。

|                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| 電話をかけた人の名前 (続柄)      | (続柄 )                      |
| 連絡先                  |                            |
| 利用者の名前 (性別)          | ( 男・女 )                    |
| 生年月日 (年齢)            | 年 月 日 ( 才)                 |
| 住所                   | 区                          |
| 連絡のつく方の名前 (続柄) と電話番号 | (続柄 )                      |
| 手帳の有・無               | 身体障害者手帳の有・無 ( ) 級 障害種別 ( ) |
|                      | 療育手帳の有・無 ( ) 判定            |
|                      | 精神保健福祉手帳の有・無 ( ) 級 診断名 ( ) |
| 障害支援区分               | 区分                         |
| 利用したことのある短期入所事業所     |                            |
| 利用している日中の事業所         |                            |
| 利用している計画相談事業所        |                            |
| 利用している居宅介護事業所        |                            |
| かかりつけの病院・主治医         |                            |
| 服薬の有無                | 有・無                        |
| お薬の内容                | 朝食前・後                      |
|                      | 昼食前・後                      |
|                      | 夕食前・後                      |
|                      | 就寝前                        |
| てんかんの有無              | 有・無                        |
| アレルギーの有無             | 有・無                        |
| 特別なケアを要する事項          |                            |
| 行動上の課題               |                            |

※空き状況等によっては、受入れ可能な短期入所事業所をご案内できない場合もありますのでご了承ください。

※緊急時に短期入所事業所の利用が必要であるとお考えの方は、区役所にて支給決定の手続きをお済ませの上、できる限り利用を希望する短期入所事業所への事前登録をお願いします。